

文書番号	ケアホームー1
版番号	13 版
発効日	2013. 4. 1
改正日	2024. 6. 1

ケアホームさくら

(指定共同生活援助事業)

運 営 規 程

社会福祉法人綜合施設

美 吉 野 園

承認	確認	作成

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人綜合施設美吉野園が実施する指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

2 事業者が運営する指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の援助、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定共同生活援助事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神状況並びにそのおかれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定共同生活援助事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神状況並びにそのおかれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事等の援助、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

3 従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5 前4項のほか、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等に人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月奈良県条例第37号)」に定める内容を遵守するものとする。

(主たる事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアホームさくら
- (2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕887の2 桜ヶ丘コーポ

(共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者)

第4条 本事業所の共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

名称	所在地	入居定員	主たる対象者
ケアホーム さくら	奈良県吉野郡大淀町下渕 887の2 桜ヶ丘コーポ	2人 3人 2人	知的障害者 知的障害者 知的障害者

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 0.3名 (常勤1名)

サービス管理責任者は、共同生活援助計画等を作成し、利用者にその内容を説明するほか、利用者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 世話人 1.3名 常勤換算 (常勤4名 兼務)

世話人は、指定共同生活援助の提供にあたる。

(4) 生活支援員 1.3名 常勤換算

(常勤4名 兼務・非常勤3名 専従)

生活支援員は、共同生活援助計画に基づき、入浴、排せつ及び食事等の援助その他の日常生活上の援助を行う。

(指定共同生活援助の内容)

第6条 指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 共同生活援助計画の作成等

(2) 利用者に対する、入浴、排せつ及び食事等の援助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに就労先その他関係機関との連絡その他の日常生活上の必要な援助

(健康管理)

第7条 指定共同生活援助事業者等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(相談及び援助)

第8条 指定共同生活援助事業者等は、常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助事業者等を提供した際は、利用者又はその扶養義務者から当該共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受ける。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額の支払いを受ける。
- 3 事業者は、指定共同生活援助等において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、実費相当額が次に掲げる金額を下回った場合は、当該実費相当額とする。

ケアホーム	1 家賃	1月当たり	25,700円
さくら	2 水道費	1月当たり	1,300円
	3 食材料費	1月当たり	18,000円
	4 日用品費その他の日常生活費（光熱費含む）	実費負担	

- 4 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 5 第1項～第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証と当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付する。

第10条 事業所のサービス管理責任者は、障害福祉サービスの提供に当たって、利用者に対して当該障害福祉サービスの提供に係る計画（以下「個別支援計画」という。）を作成するとともに、当該個別支援計画に基づき、適切に障害福祉サービスを提供する。

- (1) 個別支援計画の作成を担当するサービス管理責任者は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援するまでの課題を把握する。
- (2) サービス管理責任者は、利用者やその家族の希望、把握した課題に基づき、個別支援計画の原案を作成する。原案は他の職員と協議の上作成し、支援の目標とその達成時期、支援の内容、支援の提供の上で留意する事項を記載する。
- (3) サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について利用者又はその家族に説明し、同意を得る。

(4) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、個別支援計画の実施状況を把握する。又、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

(5) 個別支援計画については、指定特定相談支援事業所にも交付することとする

(利用者が留意すべき事項)

第11条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意又は過失により施設もしくは物品に損害を与えること。
- ⑥ 前項により損害が生じたときは、その補償を利用者又はその家族に求めるときがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定共同生活援助の従業者等は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(差別解消について)

第13条 「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）に基づき、事業者が利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的配慮に努めます。尚、事業者が講ずるべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

(身体拘束の禁止)

第14条 第36条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行ってはならない。

(1) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その体様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(2) 事業所は、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると

ともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る事とする。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。

(4) 事業所は、従業者に対し身体拘束等適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待防止委員会の設置、虐待防止に関する責任者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決制の整備、自治体における虐待防止による相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第16条 指定共同生活援助事業者等は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 指定共同生活援助事業者等は、その提供した指定共同生活援助等に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に援助するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力とともに、市町村指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 指定共同生活援助事業者等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(非常災害対策)

第17条 指定共同生活援助事業者等は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 非常災害に備えて、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。また訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- (2) 災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供できるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第18条 設備などの衛生管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品、医療用器具の管理を適正に行う。

- (1) 感染症の発生、まん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業者への研修・訓練（シミュレーション）等の必要な措置を講ずる。

- (2) 利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずる。
- (3) 感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供できるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- (5) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

(意思決定支援の推進)

第19条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない

2 サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(同性介助について)

第20条 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供時に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めることとする。

(一人暮らしに向けた支援)

第21条 サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が意思決定支援のプロセスへの関与・専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施。退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うこととする。

(勤務体制の確保)

第23条 指定共同生活援助事業者等は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助等を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定め、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり確保する。

- ① 採用時研修 採用後1週間以内
- ② 繼続研修 年3回以上

(秘密の保持)

第24条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定共同生活援助事業者等は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第25条 指定共同生活援助事業者等は、従業者、設備、会計及び利用者に対する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第26条 この規程で定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人総合施設美吉野園理事長が定めるものとする。

附則 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する

サービス利用料金

別紙

共同生活援助サービス費（I）【6：1】

1. 御利用者の障害支援区分と利用料	区分1以下 1,710／日	区分2 1,880／日	区分3 2,970／日	区分4 3,720／日	区分5 4,560／日	区分6 6,000／日
2. うち、介護給付費等から給付される金額	1,539 円	1,692 円	2,673 円	3,348 円	4,104 円	5,400 円
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕 (1-2)	171 円	188 円	297 円	372 円	456 円	600 円

夜間支援体制加算（II）【4名以下】

1. 御利用者の利用料	1,120／日
2. うち、介護給付費等から給付される金額	1,008 円
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	112 円

夜間支援体制加算（II）【5名】

1. 御利用者の利用料	900／日
2. うち、介護給付費等から給付される金額	810 円
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	90 円

夜間支援体制加算（II）【6名】

1. 御利用者の利用料	750／日
2. うち、介護給付費等から給付される金額	675 円
3. サービス利用に係る自己負担額〔定率負担〕(1-2)	75 円

夜間支援体制加算（Ⅱ）【7名】

1. 御利用者の利用料	640／日
2. うち、介護給付費等から給付される金額	576 円
3. サービス利用に係る自己負担額 〔定率負担〕（1－2）	64 円

その他の加算

区分	金額	概要
福祉専門職員配置加算	10／日	世話人・生活支援員として、常勤配置されている従業者のうち、介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて加算致します。
日中支援加算	区分 4～6 539／日	日中活動の利用若しくは、就労している利用者が、心身の状況等により通所及び、出勤されず昼間時間帯において、当支援を行った日が 1 月につき 2 日を超える場合には、当該 2 日を超える期間について、区分に応じ 1 日につき所定の単位を加算致します。
	区分 3 以下 270／日	
入院支援特別加算 (月 1 回を限度)	(イ) 入院期間が 3 日～7 日未満 561／回	入院療養又は、頻回の入院療養が必要な利用者に対し、被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるように、少なくとも 2 回以上訪問し連絡調整を行った場合に、入院日数の合計数に応じ加算致します。尚、体験利用の際は、該当致しません。
	(ロ) 入院期間が 7 日以上 1,122／回	
長期入院支援特別加算	122／日	入院療養又は、頻回の入院療養が必要な利用者に対し、被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるように、1 週間に 1 回以上訪問し連絡調整を行った場合に、入院日数の合計数に応じ加算致します。尚、体験利用の際は、該当致しません。

帰宅時支援加算	(イ) 外泊期間が3日以上7日未満	187／日	帰省に伴う家族等への連絡調整や交通手段の確保等を行います。又、帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、生活状況を十分把握するよう努め、外泊日数に応じ加算致します。
	(ロ) 外泊期間が7日以上	374／日	尚、体験利用の際は、該当致しません。
長期帰宅時支援加算		40／日	長期帰省に伴う家族等への連絡調整や交通手段の確保等を行います。又、帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、生活状況を十分把握するよう努め、外泊日数に応じ加算致します。 尚、体験利用の際は、該当致しません。
自立生活支援加算（I）		1000／月	居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に6月間に限り加算する
退居後共同生活援助サービス費		2000／月	グループホームを退居した利用者に対して、当該利用者の居宅を訪問し要件を満たす支援を行った場合、退居日の属する月から3月間に限り加算する
障害者支援施設等感染対策向上加算（I）		10／月	以下の要件のいずれにも適合すると加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。 ・ 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能である。 ・ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している。

新興感染症等 施設療養加算	240/日	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で施設入所支援を行った場合に1月に5日を限度として加算されます。 ※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定
------------------	-------	--

福祉・介護職員等処遇改善加算（I）

厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。	14.7%
--	-------

給付費対象外サービス

○家賃	1ヶ月当たり	25,700円
○食材料費	1ヶ月当たり	18,000円
○水道費	1ヶ月当たり	1,300円
○日用品費その他の日常生活費（電気・ガス費含む）	実費負担	
○区費	1年当たり	1,000円
○預かり金の管理	1ヶ月当たり	1,000円
○複写物の交付	1枚に付き	10円

○外出支援に係る費用

個別支援計画に添った外出支援を行います。尚、費用は次の通り算出し実費とします。

①駐車料金、入場料金等の諸費用（付添職員含む）

②ガソリン代等

	～5km以下	10km以下	15km以下	20km以下	20km以上5km毎
1名乗車	150円	300円	450円	600円	150円加算
2名乗車	75円	150円	225円	300円	75円加算
3名乗車	50円	100円	150円	200円	50円加算